

TOKYO働き方改革宣言

職員のワークライフバランス(仕事と生活の調和)の推進を目指し、働き方改革に法人全体で取り組みます。

平成29年12月19日

特定非営利活動法人 職業能力開発支援機構

目 標

働き方の改善

時間外労働一人あたり月平均5時間以下を目指す。

休み方の改善

全職員が積極的に休暇を取得できるような職場の風土を作り、年次有給休暇取得率の向上を目指す。

取 組 内 容

働き方の改善

- ・管理職による定期的なキャリアコンサルティングを実施し、労働生産性の向上と業務改善を検討する
- ・多様な働き方を推進するため短時間勤務制度、在宅勤務制度を導入し、運用する
- ・勤務間インターバル制度を導入し、運用する

休み方の改善

- ・管理職による声掛けなど、休暇を取得しやすい雰囲気をつくる
- ・年次有給休暇の時間単位での取得が可能となる制度を整備し、運用する
- ・リフレッシュ等休暇制度を整備し、運用する